

桐林クリーンセンター後利用の検討について

飯田環境センター

1 後利用の方向

環境産業公園という位置づけの中、桐林クリーンセンター周辺を一団の土地として産業系の利活用についての検討を進める。

2 桐林クリーンセンター後利用検討委員会の経過（平成 30 年度）

(1) 平成 30 年 4 月 12 日 第 2 回検討委員会

・検討委員会へ、環境産業公園という位置づけの中、桐林クリーンセンター周辺を一団の土地として「産業系の利活用」で進めていくという幹事会の検討結果を諮り、確認がされた。

・竜丘地域（各区毎）へ検討委員会の検討結果を報告し、その報告結果に基づき、正式に後利用の方向を検討委員会で決定し、具体的な対応を進めていくこととした。

(2) 平成 30 年 7 月 10 日 第 3 回検討委員会

・竜丘地区より、産業系の利活用で進めていくことについて、地域として同意することが報告された。

・桐林クリーンセンターの後利用については、産業系の利活用で検討していくことを正式に決定した。

3 今後の取組内容

・産業系の利活用にあたっては、広域連合から飯田市へ依頼し、飯田市が中心となって企業誘致等に対応する。

・後利用の検討にあたっては、飯田市に任せきりにすること無く、広域連合も継続して検討に参画する。

・後利用検討委員会を通じ、竜丘地区へ経過報告するなど丁寧な対応に努め、竜丘地域と協議、相談の上、具体的な後利用を検討委員会で決定していく。

・桐林クリーンセンターの解体方法については、具体的な後利用の形に則して決定する。